

「十和田市オリジナル婚姻届」を配布します

問市民課 ☎ 6756

6月1日から「十和田市オリジナル婚姻届」を配布します。南部裂織を基調とし、馬の蹄鉄をモチーフとしたより本市らしいデザインになっています。ぜひ、ご活用ください。

◀配布場所▶

- 市民課（市役所本館 1階 11番窓口）
- 現代美術館
- 市民交流プラザ「トワール」
- 十和田湖観光交流センター「ぷらっと」
- アートステーショントワダ



※新型コロナウイルス感染症の影響により、配布場所を制限する場合があります。

「不法投棄」、「野焼き」は禁止されています

廃棄物の投棄や野焼き（例外を除く）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、または両方が科せられます。

これらの行為は、生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民の迷惑になるばかりか、豊かな自然に恵まれた十和田市の景観を損ねます。廃棄物は適正に処理しましょう。

- ▶例外とされる野焼き（農林漁業などでのやむを得ない焼却、小規模なたき火）でも、煙や臭いが生活環境に影響を及ぼす場合は、指導の対象となる場合があります。また、事前に周囲へ声掛けするなどの配慮をお願いします。
- ▶火災と見間違われるような行為は、十和田消防署（☎ 4115）へ届けてください。
- ▶私有地に不法投棄された場合は、十和田警察署（☎ 3195）や、まちづくり支援課へ通報してください。
- ▶私有地での不法投棄物の撤去は、投棄した人が不明の場合、土地所有者や管理者が行うこととなります。不法投棄されないよう土地を清潔に保ち、定期的に見回りをしましょう。

問まちづくり支援課 ☎ 6726

は一人で悩まずに、3桁の電話番号「188」でつながる消費者ホットラインにご相談ください。

問市消費生活センター（本館 1階）
☎ 6757

6月7日から13日までは「危険物安全週間」です

ガソリンや灯油、軽油は、消防法上の「危険物」に該当します。貯蔵方法や取り扱う際の一瞬の油断が大きな事故につながります。ガソリンなど危険物の貯蔵方法や取り扱いの注意事項を今一度確認しましょう。

詳しくは、十和田地域広域事務組合消防本部のホームページをご覧ください。

令和2年度危険物安全週間推進標語
「訓練で確かな信頼 積み重ね」

問十和田地域広域事務組合消防本部予防課 ☎ 4113

国民健康保険「傷病手当金」が支給されます

対象 次の全てに該当する人

- ▶国民健康保険の加入者
- ▶新型コロナウイルス感染症に感染した従業員
- ▶3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があり、給与の支払いを受けられない人

支給額 給与日額×3分の2×日数
※申請書は国民健康保険課（本館 1階 11番窓口）に備え付けてあります。詳しくはお問い合わせください。

問国民健康保険課 ☎ 6750

消費者ホットライン「188（いやや）」を知っていますか

消費者ホットライン「188」は、消費生活センターなど、お近くの生活相談窓口を案内するものです。消費者トラブルで困ったとき